

# 表彰規程

制定 昭和46年9月13日  
改正 昭和55年5月9日  
同上 平成3年5月10日  
同上 平成15年12月17日  
同上 平成25年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国漁港漁場協会及び都道府県漁港漁場協会（以下「協会」という。）の運営及び会務に従事する者並びに漁港漁場の計画、建設等に従事又は協力した者、漁港漁場の活用により漁業の振興及び地域の活性化に著しく貢献している事業主体並びに漁港漁場愛護運動等を推進している団体で顕著な功績があり、他の模範として推奨に値するものを表彰し、もって漁港漁場の整備推進と業務の向上を図ることを目的とする。

## (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、協会の役職員、地方公共団体の職員及び漁港漁場の計画、建設等に従事又は協力した者並びに地方公共団体及び漁港漁場愛護運動等推進している団体とする。

## (表彰の候補者等の推薦)

第3条 表彰の候補者等を推薦しようとする都道府県漁港漁場協会会长（以下「地方会長」という。）は、第5条に掲げる推薦基準に基づき、公益社団法人全国漁港漁場協会会长（以下「会長」という。）に推薦するものとする。

## (選考及び決定)

第4条 表彰を受けるものは、第5条の推薦基準に基づき、会長並びに地方会長が推薦した者及び団体のうちから第6条の表彰委員会が選考した者並びに地方公共団体及び団体につき会長が決定する。

## (推薦基準)

第5条 第3条の規定による推薦は、原則として次に掲げる要件を満たした者及び団体について行うものとする。

### 1 功績者

- (1) 協会の役員として、10年以上勤務し、その運営、発展に特に功績があった者
- (2) 協会の職員として、永年（10カ年、20カ年又は30カ年）勤務し、その業務に精励し、他の模範として推奨に値する者
- (3) 地方公共団体の職員として、永年（10カ年、20カ年又は30カ年）勤務し、漁港漁場行政に携わり、多大の貢献をした者

- (4) 勤務年数が前(1)、(2)及び(3)の期間に達しないで退職又は死亡した者で特に業績顕著な者
- (5) 漁港漁場の計画、建設、管理等の業務に精励し、漁港漁場の発展に寄与した者
- (6) 漁港漁場の建設等に関し発明、改良等の業績顕著な者
- (7) 漁港漁場の建設等に関し多大な貢献をした者

## 2 優秀漁港漁場

漁港漁場関係事業を実施した漁港漁場で、漁業の振興及び地域の活性化に著しく貢献し、漁港漁場整備の模範としてふさわしい漁港漁場について、その事業を実施した地方公共団体

## 3 漁港漁場愛護運動等

漁港漁場の活用により、漁業の振興及び地域の活性化に貢献し並びに漁港漁場の維持保全に努力して、その美化に努める等漁港漁場の利用の推進に特に顕著な功績のあった団体

### (表彰委員会)

第6条 表彰委員会は、会長が委嘱する若干名の委員をもって構成する。

2 表彰委員会は、第3条の規定にかかわらず表彰の候補者等を推薦することができる。

### (表彰の方法)

第7条 表彰は、会長が表彰状又は感謝状を授与して行う。

### (表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として、毎年公益社団法人全国漁港漁場協会の全国漁港漁場大会又は定時総会において行う。

### (退職又は死亡した者の表彰)

第9条 第5条第1項に該当するものが表彰の日以前に退職し又は死亡したときは、退職の日又は死亡の前日にさかのぼって表彰することができる。

2 死亡者に対して表彰を行う場合は、表彰状又は感謝状はその遺族に贈呈する。

### (特別表彰)

第10条 会長が、特に必要と認めるときは、この規程にかかわらず、特別表彰を行うことができる。

### (その他)

第11条 その他この規程の実施に当たり必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公益社団法人全国漁港漁場協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。